

定期健康診断のご案内

企業は従業員に対して年1回(深夜業務の方等は年2回)、定期的に健康診断を受診させることが法令で義務付けられており、従業員の健康管理は企業にとっては重要な位置づけとなっております。

また、当所の健康診断では従業員のみでなく、代表者・役員についても受診いただくことができ、同価格で受診できます。この機会に是非ご利用いただき、健康管理・健康経営にお役立てください。

集合健診	実施日	①2022年12月 5日(月) ②2023年 2月13日(月)	申込締切	①2022年11月21日(月) ②2023年 1月30日(月)
	受付時間	午前の部 8時30分～11時30分 午後の部 13時00分～14時30分 (最終受診時間は15時まで)	実施場所	八尾商工会議所 3階 大ホール
※但し、定員に達し次第締め切りとさせていただきます。				

巡回健診	20名様以上のお申込みで、出張健診サービスを行っております。	
	※健診車の駐車スペースがない場合や道路事情等により巡回健診をご利用いただけない場合がございます。	
	申 込：随時受付(受診希望日の約2～3ヶ月前までにお申し込みください。)	
	実施日：日程・時刻は調整のうえ、(医)恵生会より連絡いたします。	

(イ) 総合健診 7,200円(税込)／1名		(ロ) 2,580円(税込)／1名 ※下記注意事項参照
※2020年度から胸部エックス線の撮影を現在の間接撮影から直接撮影へ変更いたします。 ●直接撮影のメリット … 間接撮影よりも撮影画像や病変発見能力が優れており、被ばく線量も軽減できます。		
健診内容	①診察(自覚・他覚症状) ②身長・体重・視力 ③聴力 ④血圧測定 ⑤尿検査(糖・蛋白)	⑥胸部エックス線検査 ⑦心電図検査 ⑧血液検査 (肝機能・貧血・空腹時血糖・脂質) ⑨腹囲測定
	左記健診項目から⑦～⑨を省略	

※注意事項

35才及び40才以上の方や、新たに雇い入れた従業員は必ず「(イ) 総合」を受診してください。
上記以外の年齢の方については、医師が必要でないと認めるときは「(ロ)」の項目で受診することができます
(労働安全衛生規則第四十四条三項の規定に基づく厚生労働大臣が定める基準による)。

深夜業等の特定業務に常時従事する労働者に対して、6ヶ月以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施する必要があります。

お申込み・ お問い合わせ先	八尾商工会議所 業務課(健康診断担当)		
	〒581-0006 大阪府八尾市清水町1-1-6 TEL: 072-922-1181 FAX: 072-922-8828		

ご案内

- ①八尾商工会議所の健康診断は、個人票作成、実施から健診結果・請求書作成までを(医)恵生会に委託しています。八尾商工会議所にてお申込み受付後、事務連絡等で(医)恵生会の担当者より連絡をさせていただきますので、ご了承ください。
- ②結果通知につきましては個人情報保護法により、事業所及び受診された方のみに通知をさせていただきます。
- ③駐車場は最初の1時間は無料、その後20分ごとに100円が必要となりますので予めご了承ください。また、台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

【新型コロナウイルス対応について】

新型コロナウイルスの影響拡大に伴い、状況を鑑みて、開催を中止させていただく場合がございます。中止となる際は、申込事業所の皆様へ順次、電話・FAXなどでお知らせさせていただきます。

裏面の申込書に記入のうえ、当所まで郵送またはFAXでご送付ください。